

鳥取県告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年3月11日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

就任した役員の氏名及び住所

監 事 安 達 幸 範 東伯郡湯梨浜町大字橋津726-5

平成23年3月2日就任 任期 平成24年3月7日まで